

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第二十五号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

別表第一中特別支援学級を置く学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。